

2024年度 団体定期保険Bグループのご案内

- ◆ MS&ADインシュアランスグループの福利厚生制度です。
- ◆ スケールメリットにより割安な保険料で、万一の場合の保障を準備できます。
- ◆ 1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は、配当金を受け取ることができます。

- ・本パンフレットと別途配布(取出し)の「団体定期保険 契約概要・注意喚起情報」を必ず熟読ください。
- ・本パンフレットならびに「団体定期保険 契約概要・注意喚起情報」に記載されているこの保険商品の内容(保障内容、保険料等)について、ご自身のご意向に沿ったものであるかを必ずご確認のうえ、お申込みください。
- ・本パンフレットは重要事項を記載しておりますので、次回更新時まで、「団体定期保険 契約概要・注意喚起情報」とあわせて保管いただきますようお願いいたします。
- ・本パンフレットに記載の年齢は、特に説明のない場合、2024年4月1日を基準としております。

【保険期間】

2024年4月1日から2025年3月31日までの1年間です。以後、特にお申し出のない限り、制度上の保険金額の範囲内で加入資格を喪失されるまで、自動的に更新して続きます。



【加入資格】 満50歳6か月(S48年10月1日生まれ)超の方の新規加入・増額はできませんのでご注意ください。

	対象者	新規加入	継続加入
主たる被保険者(ご本人)	裏表紙に記載の各グループ会社の社員(※)	満14歳6か月(H21年10月1日生まれ)超、満50歳6か月(S48年10月1日生まれ)以下	満70歳6か月(S28年10月1日生まれ)以下
配偶者	主たる被保険者の戸籍上の配偶者	満18歳(H18年4月1日生まれ)以上、満50歳6か月(S48年10月1日生まれ)以下	同上
お子さま	主たる被保険者が扶養しているお子さま	満2歳6か月(R3年10月1日生まれ)超、満22歳6か月(H13年10月1日生まれ)以下	同左

※三井住友海上火災保険㈱においては、総合社員、スペシャリスト社員、アジャスター社員、アソシエイト社員が対象。
シニア社員は対象外(退職後継続保障制度の対象)。

【退職後継続保障制度と新規加入の特例】

退職後継続保障制度	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の退職者(定年・会社都合退職者、勤続20年以上の自己都合退職者)は、退職時(在籍中)にご加入されている方のみ、退職時の保険金額以下かつ1,500万円以下で、満75歳6か月(S23年10月1日生まれ)以下まで継続できます。 ・ただし、満70歳6か月(S28年10月1日生まれ)超から満75歳6か月(S23年10月1日生まれ)以下は500万円が限度です。 ・退職後の増額はできません。 ・本制度はご本人のみの継続加入となります。配偶者・お子さまの新規・継続加入はできません。
新規加入の特例	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに加入資格を取得した時に満50歳6か月(S48年10月1日生まれ)超でも、入社直後の初回募集に限り加入できます。 ・ただし、継続加入は上記と同様、満70歳6か月(S28年10月1日生まれ)以下までとなります。(詳細は「団体定期(Bグループ)保険取扱基準」を参照)

<注意事項>

1. 主たる被保険者(ご本人)が加入しない場合、配偶者・お子さまはご加入できません。
2. 主たる被保険者(ご本人)が脱退した場合もしくは退職し「退職後継続保障制度」に移行した場合、配偶者・お子さまは脱退となります。
3. 配偶者・お子さまは、主たる被保険者(ご本人)より高い保険金額にご加入できません。
4. お子さまの加入を申し込まれる場合は、加入資格のあるお子さま全員にお申し込みください。また、保険金額は全員同額となります。
5. 配偶者および申込日時点で満18歳以上のお子さまの加入・増額申込みにあたっては、配偶者・お子さま本人の同意が必要です。
6. お子さまが被扶養者でなくなった場合、継続加入はできません。脱退手続きが必要ですので、裏表紙の照会先へご連絡ください。
7. 新規加入・増額の場合、健康状態に関する告知が必要です。告知の内容によっては、新規加入や増額できない場合があります。
8. 保険期間の途中では任意に脱退・減額・増額することはできません。脱退・減額・増額をご希望の場合は、申込書類提出締切日までに手続きください。

S48年10月1日～S49年9月30日生まれの方は、次年度より新規加入・増額ができなくなります。今年度の募集が「ラストチャンス」です。

【保険料のお払込み】

毎月の給与から自動的に引き去ります(第1回は4月分給与から引き去ります)。

【保険料・保険金額】 保険料は、性別・年齢にかかわらず同じです。

ご本人・配偶者の1口(保険金額100万円)あたりの、毎月の概算保険料は、**470円**です。
下表の口数からお選びください。

<主たる被保険者(ご本人)>

死亡・高度障害 保険金額	左欄の保険金の全部を 10年確定年金で受け取った場合 の年金額(注1)	月払概算保険料 (注3)
6,000万円(60口)	約 621万円	28,200円
5,500万円(55口)	約 570万円	25,850円
5,000万円(50口)	約 518万円	23,500円
4,500万円(45口)	約 466万円	21,150円
4,000万円(40口)	約 414万円	18,800円
3,500万円(35口)	約 362万円	16,450円
3,000万円(30口)	約 310万円	14,100円
2,500万円(25口)	約 259万円	11,750円
2,000万円(20口)	約 207万円	9,400円
1,500万円(15口)	約 155万円	7,050円
1,000万円(10口)	約 103万円	4,700円
800万円(8口)	約 82万円	3,760円
500万円(5口)	約 51万円	2,350円
300万円(3口)	約 60万円(注2)	1,410円
200万円(2口)	-	940円
100万円(1口)	-	470円

<配偶者>

死亡・高度障害 保険金額	月払概算保険料 (注3)
2,000万円(20口)	9,400円
1,800万円(18口)	8,460円
1,600万円(16口)	7,520円
1,400万円(14口)	6,580円
1,200万円(12口)	5,640円
1,000万円(10口)	4,700円
800万円(8口)	3,760円
500万円(5口)	2,350円
300万円(3口)	1,410円
200万円(2口)	940円
100万円(1口)	470円

<お子さま>

死亡・高度障害保険金額	月払保険料
400万円(4口)	280円
300万円(3口)	210円
200万円(2口)	140円
100万円(1口)	70円

(注1)年金額は、2024年1月時点の基礎率等に基づき保険金の全額を年金受取とした場合に据置期間を2か月とした場合の年間受取額(概算)です。実際の年金額は年金支払開始時点の基礎率等により計算されますので将来変更されることがあります。

(注2)保険金額が300万円の場合は5年確定年金のみのお取扱いとなります。表記の金額は5年確定年金として計算した1年間の受取額(概算)となります。

(注3)確定保険料は加入お申込み締め切り後あらためて算出し適用します。ただし、お子さまの保険料は概算ではなく確定保険料となっています。上記の月払概算保険料は、見込総保険金額、被保険者の見込年齢構成をもとに算出したものです。

【配当金】

- 1年ごとに収支決算を行い、剰余金が生じた場合には配当金をお支払いします。
- 配当金額は加入者数、支払保険金額の多寡、加入者の年齢によって異なります。したがって、保険期間中のお支払保険金額が多い場合は、配当金はゼロになることもあります。
- 配当金や配当還元率は、加入者数、加入率、支払保険金額の多少、引受保険会社の決算等により、毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。
- 保険期間の途中で脱退された方や「退職後継続保障制度」にご加入の方には、配当金はありません。

<2018年度～2022年度の配当実績>

被保険者	更新時の 保険年齢	配当還元率(配当金÷営業保険料)				
		2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度
本人・ 配偶者	～29歳	92.55%	84.37%	92.05%	92.30%	91.83%
	30～39歳	89.75%	75.93%	87.33%	88.18%	91.21%
	40～49歳	78.53%	50.62%	66.09%	74.07%	77.13%
	50歳～	56.09%	33.74%	47.21%	52.91%	55.09%
子ども		92.55%	84.37%	92.05%	92.30%	91.83%

2022年度は
支払った保険料の
約55%～91%が
配当金として
支払われました。



【解約返戻金・満期返戻金】

この保険契約には、脱退による解約返戻金や、満期返戻金はありません。

【保険金受取人】

1. 死亡保険金受取人は、配偶者、子(子が死亡している場合にはその直系卑属)、父母、祖父母、兄弟姉妹の順に指定があるものとします(申込書上で指定する必要はありません)。
2. なお、特に指定したい場合は、「加入(更新・脱退)申込書兼告知書」に受取人氏名と続柄を記入してください。ただし、お子さまの死亡保険金受取人は、主たる被保険者(ご本人)となります。
3. 高度障害保険金受取人は被保険者となります。
4. 遺言による保険金受取人の変更は、お取り扱いしていません。

【保険金をお支払いする場合】(主たる被保険者・配偶者・お子さま共通)

1. 被保険者の方が、保険期間中に死亡された場合、もしくは加入日以後に発生した傷害または疾病によって約款所定の高度障害状態のいずれかになられた場合にお支払いします。
2. 約款所定の高度障害状態とは次のいずれかの状態をいいます。(【備考】もあわせてご参照ください。)
 - ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
 - ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
 - ③ 中枢神経系・精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
 - ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑦ 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
 - ⑧ 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

【備考】

1. 常に介護を要するもの
「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。
2. 眼の障害(視力障害)
 - (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、きょう正視力について測定します。
 - (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込のない場合をいいます。
 - (3) 視野狭さくおよび眼瞼(がんけん)下垂による視力障害は視力を失ったものとはみなしません。
3. 言語またはそしゃくの障害
 - (1) 「言語の機能を全く永久に失ったもの」とは、次の3つの場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で、口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種のうち、3種以上の発音が不能となり、その回復の見込のない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込のない場合
 - ③ 声帯全部のてき出により発音が不能な場合
 - (2) 「そしゃくの機能を全く永久に失ったもの」とは流動食以外のものは摂取できない状態でその回復の見込のない場合をいいます。
4. 上・下肢の障害
「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節(上肢においては肩関節、ひじ関節および手関節、下肢においてはまた関節、ひざ関節および足関節)の完全強直で、回復の見込のない場合をいいます。

【保険金の年金お受取り】 年金払特約付ですので、保険金を年金で受け取ることも可能です。

対象	・主たる被保険者の保険金(死亡・高度障害)が対象です。配偶者・お子さまの保険金は、一時金でのお受取りとなります。
受取方法	・保険金の全額を年金とするほか、保険金の一部を一時金で受け取り残額を年金とすることもできます。
年金受取人	・保険金の受取人が年金受取人となります。 ・年金受取人が死亡したときは、その相続人に対し残存支払期間に対応する未払年金の現価を一時金としてお支払いします。 ただし、年金支払開始前に死亡したときは、死亡時の年金基金の価額をお支払いします。
年金種類	・確定年金のみとなります。ご希望により5年単位(5～25年)で期間を選べます。
年金額	・年金額は、基金設定額と受取期間により異なります(左のページの【保険料・保険金額】に一例を掲載しています)。 ・年金年額は48万円以上、年金基金額は200万円以上であることを要します。
年金支払の開始日、回数	・年金支払開始日は、年金基金設定日から2か月経過後の所定日となります。「所定日」とは、支払日(2月、5月、8月、11月の各1日)のうち最初に到来する日を指します。なお、年金支払回数は年4回です。 ・将来の年金のお支払いに代えて未払年金の現価を一括でお受取りいただくこともできます。
配当金	・年金払特約の契約者配当金は、毎年の運用状況に応じて見直しますので、配当金はゼロとなることもあります。

※2024年4月1日～2025年3月31日に発生する年金支払いについては、三井住友海上あいおい生命保険(株)の100%扱いとなります。

※団体定期保険年金払特約にかかる各種利率については、三井住友海上あいおい生命保険(株)のホームページにてご確認ください。

(URL: <https://www.msa-life.co.jp/customer/info/index.html>)

【保険金をお支払いできない場合】

次のような場合には、保険金をお支払いできませんので、お申込みの際、特にご注意ください。
(保険金額を増額された場合、その増額部分については、下記の「加入」とある箇所を「増額」と読み替えて適用します。)

1. 死亡保険金が支払われない場合

- (1) 加入日から1年以内に被保険者が自殺したとき
- (2) 保険契約者または死亡保険金受取人の故意によるとき
- (3) 戦争その他の変乱による時(注)

2. 高度障害保険金が支払われない場合

- (1) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人の故意による時
- (2) 戦争その他の変乱による時(注)
- (3) 加入日前に生じた傷害や疾病を原因として約款所定の高度障害状態となったとき

3. 告知義務違反による解除

ご加入の際、保険契約者または被保険者が、引受保険会社が書面で求めた告知事項に関し、故意または重大な過失により告知欄に事実を記載されなかったか、事実と異なることを記載され、保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

4. 重大事由による解除

次に掲げる事項(「重大事由」といいます。)のいずれかが、保険契約者またはそれ以外の者によって生じ、この保険契約の全部またはその被保険者に対する部分が解除となったとき

- (1) 保険契約者または死亡保険金受取人が、死亡保険金(他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。)を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)をしたとき
- (2) 保険契約者、被保険者または高度障害保険金受取人が、この保険契約の高度障害保険金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で事故招致(未遂を含みます。)があったとき
- (3) この保険契約の保険金の請求に関し、保険金の受取人に詐欺行為(未遂を含みます。)があったとき
- (4) 保険契約者、被保険者または保険金の受取人が、次の①から⑤のいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。)、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」といいます。)に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を提供する等の関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ 反社会的勢力により団体もしくは被保険団体の全部もしくは一部の経営を支配され、またはその経営に反社会的勢力による実質的な関与を受けていると認められること
 - ⑤ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
- (5) 上記(1)～(4)に掲げる事項のほか、引受保険会社の保険契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記(1)～(4)に掲げる事項と同等の重大な事由がある場合

なお、すでに保険金等をお支払いした後にこれらの事実が判明した場合には、引受保険会社はその返還を請求することができます。

5. 不法取得目的による無効

保険契約者または被保険者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的をもってこの保険契約の被保険者として加入し(させ)、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、無効となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

6. 詐欺による取消

保険契約者または被保険者の詐欺によりこの保険契約の被保険者として加入し(させ)、保険契約者による場合は保険契約の全部が、また被保険者による場合はその被保険者に対する部分が、取消となったとき。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

(注) 戦争その他の変乱によって死亡(約款所定の高度障害状態に該当)した被保険者数の増加が、この保険の計算基礎に及ぼす影響が少ないと引受保険会社が認めた場合には、その程度に応じ、死亡保険金(高度障害保険金)を支払いまたは死亡保険金(高度障害保険金)を削減して支払います。

【本制度の対象となるグループ会社】(グループ会社名は、2024年1月1日時点の名称です。対象となるグループ会社は変更することがあります。)

MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)(保険契約者)、三井住友海上火災保険(株)、三井住友海上キャピタル(株)、三井住友海上エイジェンシー・サービス(株)、MS&ADスタッフサービス(株)、エーシー企画(株)、MSK安心ステーション(株)、MS&ADシステムズ(株)、MS&AD事務サービス(株)、MS&ADビジネスサポート(株)、MS&ADインターリスク総研(株)、三井住友海上プライマリー生命保険(株)、三井ダイレクト損害保険(株)、MSK保険センター(株)、MS&ADグランアシスタンス(株)、MS&ADアビリティワークス(株)、三井住友海上あいおい生命保険(株)

【引受保険会社および引受割合】

三井住友海上あいおい生命保険株式会社 57.8% <事務幹事会社>
住友生命保険相互会社 21.3% 大樹生命保険株式会社 14.6% 日本生命保険相互会社 6.3%
上記引受保険会社は各被保険者のご加入保険金額のうち、引受割合による保険契約上の責任を負います。
引受保険会社および引受割合は変更することがあります。上記の引受割合は2024年1月1日時点のものです。

【個人情報のお取扱いについて】

- この保険の運営にあたっては、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社は、加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名・性別・生年月日・健康状態等、以下「個人情報」といいます。)を取扱い、本契約の引受保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ。)へ提出いたします。
- MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社は、この保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。
- 本契約の引受保険会社は、受領した個人情報を各種保険契約の引受・継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、その他保険に関連・付随する業務のために利用し(※)、また、MS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社、他の引受保険会社および再保険会社上記目的の範囲内で提供します。
なお、今後個人情報に変更等が発生した際にも、引続きMS&ADインシュアランスグループホールディングス(株)および本制度の対象となるグループ会社および引受保険会社において、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。
- 記載の引受保険会社は今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。
(※) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

【お問い合わせ先】

MSK保険センター株式会社(本社:営業推進部 前川) TEL 03-3259-7916 E-mail A6B10_BG@ms-ins.com

※MSK保険センター(株)はMS&ADインシュアランスグループの団体定期保険Bグループの運営業務を受託しています。 メールはこちら>>

※「新しい生活様式」を踏まえ、在宅勤務・オフピーク通勤等を実施しています。お問合せ等はメールでお願いいたします。

